

# ○京都府立大学教養教育センター規程

(平成20年京都府立大学規程第8号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規程第1号。以下「学則」という。）第9条第2項及び第14条第3項の規定により、教養教育センター（以下「センター」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

**第2条** センターは、教養教育に関する全学的・統一的な企画・立案を行うとともに、運営・実施の責任を負うものとし、次の任務を担当する。

- (1) 教養教育に関するカリキュラムの編成
- (2) 教養教育科目に係る担当教員の編成
- (3) 教養教育に係るFD活動、自己点検・評価活動の実施
- (4) 教養教育に係る授業内容の検討

(組織)

**第3条** センターに次の組織を置く。

- (1) 常任運営委員会
- (2) 運営委員会
- (3) 分野別小委員会

(センター長)

**第4条** 教養教育センター長（以下「センター長」という。）は、京都府立大学教育研究評議会運営規程（平成20年京都府立大学規程第2号）第2条第2項第1号に規定する教養教育を総括する教育研究評議会委員をもって充てる。

2 センター長は、センターを統括する。

(常任運営委員会)

**第5条** 常任運営委員会は、センター長と常任運営委員で構成する。

2 常任運営委員は、文学部、公共政策学部、農学食科学部、生命理工情報学部及び環境科学部の教授から各1名を、学長が任命する。

3 常任運営委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 常任運営委員のうち2名を副センター長とし、センター長を補佐するものとする。

5 常任運営委員会は、教養教育に関わるカリキュラムの編成、担当教員の編成を行い、FD活動、自己点検・評価活動、経費の配分等について企画・立案する。

(運営委員会)

**第6条** 運営委員会は、センター長、常任運営委員及び第8条に定める分野別小委員会委員長で構成する。

2 運営委員会は、常任運営委員会が企画・立案した運営方針に基づき、教養教育の実施・運営に当たり、教養教育に関するFD活動、自己点検・評価活動を行う。  
(担当教員の選任等)

**第7条** 運営委員会は、専任教員の中から所属学部の長の推薦を得て教養教育科目を担当する教員を選任する。

2 運営委員会は、センターに所属する特任教員及び教養教育科目を担当する非常勤講師の選考を行う。  
(分野別小委員会)

**第8条** 分野別小委員会（以下「小委員会」という。）は、次の分野ごとに構成する。

- (1) 新入生ゼミ
- (2) 情報教育
- (3) 健康教育
- (4) 外国語教育
- (5) 総合教育
- (6) キャリア育成・展開教育

2 分野ごとの委員の定数は、カリキュラムの実態により常任運営委員会において定める。

3 小委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 小委員会に委員長を置き、その選出は、委員の互選による。

5 小委員会は、各分野の教育の実施・運営、カリキュラムの開発、教科書等の研究開発、FD活動、自己点検・評価活動等を行う。

6 小委員会は、前項に掲げる活動等について、各分野毎の科目担当教員と定期的に協議を行うものとする。

(会議)

**第9条** センター長は、常任運営委員会及び運営委員会の会議を招集し、会議を主宰する。

2 分野別小委員会委員長は、分野別小委員会の会議を招集し、会議を主宰する。

3 常任運営委員会、運営委員会及び分野別小委員会の会議は、それぞれ構成する委員の3分の2以上の出席がないときは、開催することができない。

(事務局)

**第10条** 教養教育センターに事務局を置き、事務局長に学務課長を充て、事務は学務課教務係が担当する。

(その他)

**第11条** この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行後、最初に選出される常任運営委員のうち半数の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

**附 則**

この規程は、平成20年6月16日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成20年7月9日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成22年12月8日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年3月16日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年2月14日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。